

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします。

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体は、毎年度、健全化比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
小値賀町の比率	-	-	23.4%	111.7%
早期健全化基準	15.0%以上	20.0%以上	25.0%以上	350.0%以上
財政再生基準	20.0%以上	40.0%以上	35.0%以上	-

* 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、それぞれ赤字額がありませんでした

- ・**実質赤字比率** 一般会計等(公営事業以外の特別会計)の赤字額の程度を指標化した数値
- ・**連結実質赤字比率** 一般会計等とすべての公営事業会計の赤字額や黒字額を加えて地方公共団体としての赤字額の程度を指標化した数値
- ・**実質公債費比率** 公債費や公債費に準じる額の財政負担を表すために指標化した数値
- ・**将来負担比率** 地方債残高等の額の財政負担を表すために指標化した数値

資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
渡船事業会計	-	20.0%以上
簡易水道事業特別会計	-	
下水道事業特別会計	-	

* 各会計について、それぞれ資金不足額がありませんでした

- ・**資金不足比率** 公営企業会計の資金不足の程度を指標化した数値

早期健全化基準を超えると……？

「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化を行う必要があります。

財政再生基準を超えると……？

「財政再生計画」の策定が義務付けられ、国等の関与による確実な再生に取り組む必要があります。

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準を超えると……？

「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による経営健全化を行う必要があります。